

令和6年9月北九州市議会定例会議案

議案番号	件名	ページ
議案第132号	北九州市国民健康保険条例の一部改正について	1

議案第 1 3 2 号

北九州市国民健康保険条例の一部改正について

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 国民健康保険法の一部改正に伴い、世帯主が被保険者証の返還に応じない場合の過料を廃止するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第28条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽」を「又は虚偽」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

新	旧
<p>(罰則)</p> <p>第28条 世帯主が、法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、10万円以下の過料に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第28条 世帯主が、法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合は、10万円以下の過料に処する。</p>